

城原川ダム事業関連地域振興計画策定関連業務委託公募型プロポーザル

実施要領

1 目的

城原川ダム建設に伴い水没予定地周辺地域の生産機能及び生活環境などが著しい影響を受けることが考えられることから、ダム建設による影響を緩和するため、上位計画や関連計画との整合性を図り、社会情勢を見据えたまちづくりを行うための計画を策定する。

令和元年度においては、平成30年度の実施した住民アンケート結果による課題やカテゴリをキーワードとして、地域づくり団体や地区代表者による住民ワークショップや住民の地域づくりの意識高揚を図り、且つ地域活性化に向けた情報発信の場として地域づくりフォーラムを行い、地域の将来像確立に向けた取組みを行う。

本業務においては、社会状況や本市の抱える課題、現行計画の検証結果を踏まえるとともに、幅広い市民意見の取り入れなど、膨大なデータの収集や多様かつ高度な分析が必要であり、効率的に業務を進めるため、振興計画策定関連業務を委託することとし、本プロポーザルに参加する事業者から企画提案を募集し、豊富な経験と高い専門知識を有し、計画策定を効率的かつ効果的に支援できる事業者を選定することを目的として、本プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

城原川ダム事業関連地域振興計画策定関連業務

(2) 業務内容

城原川ダム事業関連地域振興計画策定関連業務委託仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）までとする。

(4) 契約限度額

6,675千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 事務局

本業務の事務局は、次のとおりとする。

神崎市役所 産業建設部 ダム対策課

住所 〒842-8601 佐賀県神崎市神埼町神埼410番地

TEL 0952-37-0103（直通）

FAX 0952-52-6549

E-mail damutaisaku@city.kanzaki.lg.jp

4 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 平成31・32年度の神崎市入札参加資格登録を受けている者であること。
ただし、登録を受けていない者であっても、参加表明書と併せて神崎市物品の製造、修理又は購入に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程に基づき、入札参加資格審査申請書を提出したうえで、資格を有すると認められる者は参加できる者とする。
- (3) 佐賀県内又は福岡県内のいずれかに本店若しくは契約権限を有する支店（営業所）を有すること。
- (4) 平成21年4月以降にダム建設に伴う地域振興計画策定に関連した業務の受託実績を有していること。
- (5) 参加表明書の提出日から契約締結日までの期間で、佐賀県及び本市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続きの申し立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

5 実施要領等の配布

(1) 配布方法

神崎市公式ホームページ「事業者の方へ」から入手すること。

<https://www.city.kanzaki.saga.jp/>

(2) 配布期間

令和元年7月8日（月）から令和元年7月22日（月）まで

6 参加表明書の提出

(1) 提出書類

別添「参加表明書提出要領」による。

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

(3) 提出期間

令和元年7月8日(月)から令和元年7月22日(月)まで

(4) 提出場所

「3 事務局」に同じ

(5) 構成員の数 1社とする。

7 参加資格の審査方法及び結果の通知

(1) 審査方法

神崎市建設工事等入札参加資格審議会規程に基づき、参加資格の審査を行う。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加表明書を提出した者全てに通知する。

(3) 異議申し立て

審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

別添「企画提案書提出要領」による。

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

(3) 提出期間

令和元年7月25日(木)から令和元年8月5日(月)まで

(4) 提出場所

「3 事務局」に同じ

9 企画提案書説明会(プレゼンテーション及びヒアリング)

(1) 実施日

令和元年8月6日(火) ※予定

(2) 実施場所

神崎市役所 会議室

(3) 留意事項

- ① 既に提出した企画提案書のみを使用して説明すること。追加資料等は受理しない。
- ② 説明の際のパソコン、プロジェクターは、事務局で準備したものを使用すること。
- ③ 説明者は、予定技術者調書(様式4及び5)において指定された管理技術者及び担当技術者(主担当)の計2名の出席とし、原則として代理出席

及び指定された者以外の者は出席を認めない。

- ④ 欠席の場合は、受注意思がないものとみなす。ただし、交通機関の事情等、真にやむを得ない理由により、欠席又は遅刻する場合は事務局へ連絡すること。

1 0 企画提案の審査方法及び結果の通知

(1) 評価部会及び選定委員会

市は、本プロポーザルにより適正かつ公平に選考するため、「城原川ダム事業関連地域振興計画策定関連業務委託者評価部会（以下「部会」という。）」及び「城原川ダム事業関連地域振興計画策定関連業務委託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

(2) 委託予定者の選定

本プロポーザルの参加資格を有すると認められた者から提出された企画提案書等の内容について、部会によるヒアリング等の評価結果を選定委員会に報告、審査を行い、委託予定者を選定する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、審査に参加した者全てに通知する。

(4) 異議申し立て

審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

(5) 審査結果の通知

令和元年8月7日（水）※予定

1 1 審査基準

委託予定者決定に関する審査基準は、次のとおりとする。

(1) 企画提案力

企画提案書、説明及びヒアリングを通じて、企画提案内容、構成、説明力を審査する。

(2) 適切性

平成30年度に実施した基礎調査検討結果等の分析又、神埼市の地域実態等を把握し、それに配慮した適切な支援内容となっているかを審査する。

(3) 専任制

委託予定者となった場合の配置予定の管理技術者・担当技術者及び調査技術者等の具体的な業務実施体制と手持ち業務内容、件数を審査する。

(4) 技術力

業務を遂行するために必要な知識、経験及び同種業務の実績を審査する。

(5) 総合評価

上記(1)～(4)を総合的に勘案し、城原川ダム事業関連地域振興計画策定関連業務を委託するに適しているかを評価する。

1.2 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 審査に影響を与える行為があったと認められる場合
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 企画提案書を複数提出した場合
- (4) 書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (5) 参加資格を有しない者が企画提案書を提出した場合
- (6) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (7) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (8) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの期間中に本業務及び関連業務に関する営業活動を行った場合
- (9) その他、市長が本要領に違反すると認めた場合

1.3 契約の締結等

(1) 契約の方法

選定委員会によって選定された最優秀者を随意契約の相手方として、契約の交渉を行うものとする。ただし、最優秀者との契約が不可能となったときは、次点者を随意契約の相手方とする。

(2) 契約の手続き

神崎市財務規則による。

1.4 留意事項

- (1) 提出期限後における参加表明書及び企画提案書の変更は認めない。ただし、変更の理由及び変更の内容について、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書は、返却しない。ただし、参加表明書及び企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとする。なお、本プロポーザルの審査及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存を行う。
- (3) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。
- (4) 本プロポーザルに係る費用は、提案者が全て負担するものとする。
- (5) 参加表明書提出後に本プロポーザルを辞退する場合には、速やかに事務局に連絡するとともに、辞退届(様式第9号)を事務局に提出すること。
- (6) 本業務を受託した場合に従事する予定技術者は、提出書類に記載された者に限るものとし、特別な理由があると認められた場合を除き変更できないものとする。